

## 各 使 用 室 料 金 一 覧 表

	午 前	午 後	昼 間	夜 間	全 日	暖 房 料
	9:00~13:00	13:00~17:00	9:00~17:00	17:00~21:00	9:00~21:00	1時間
小 会 議 室	400	600	800	800	1,500	50
大 会 議 室	400	600	800	800	1,500	50
集 会 室	700	800	1,500	1,500	3,000	200
和 室	500	600	1,000	1,000	2,000	100
工 作 室	500	600	1,000	1,000	2,000	50
調 理 室	500	600	1,000	1,000	2,000	100

1. 使用時間が午前から午後にまたがるとき・・・
 

<u>0～4時間</u>	のとき	⇒	午後の使用料
<u>4～8時間</u>	のとき	⇒	昼間の使用料
  2. 使用時間が昼間から夜間にまたがるとき・・・
 

<u>0～4時間</u>	のとき	⇒	夜間の使用料
<u>4～8時間</u>	のとき	⇒	午後と夜間の合算
<u>8時間以上</u>	のとき	⇒	全日の使用料
- } 別紙のとおり
3. 暖房料は1時間単位で計算。(11月1日～4月30日の間徴収する)
  4. 使用する者が入場料やこれに類するものを徴収するとき、商売行為を行う場合は使用料金の2倍の額を徴収。
  5. 社会教育関係団体の利用は、使用料の半分の額を徴収。
  6. 公用は免除。(町主催事業、PTA関係、学校関係、その他免除申請で決定したもの)